

## 釜石市電話設備等導入業務簡易公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、釜石市（以下「市」という。）が、釜石市電話設備等導入業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し最も適した事業者を選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

釜石市電話設備等導入業務

#### (2) 業務内容

別紙「釜石市電話設備等導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 31 日までとし、令和 8 年 8 月 31 日までに運用を開始することとする。なお、運用開始日から新市庁舎開庁日前日（令和 8 年 9 月 23 日予定）までを試験運用期間とする。

※使用期間、保守期間は、別途長期継続契約のうえ契約締結日から 5 年間を予定する。

#### (4) 予算上限額

本業務に係る費用区分ごとの予算上限額（消費税及び地方消費税の額を含まない。）は下表のとおりとする。

費用区分	予算上限額
初期費用	17,455,000 円
月額費用	1,460,000 円

### 3 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に基づく登録電気通信事業者であること。
- (2) 類似業務で自治体や中央省庁、民間企業へ導入した実績があること。

※類似業務とは、クラウド PBX の導入及びスマートフォンの内線化を含む業務とし、スマートフォン 300 台以上の導入実績を対象とする。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

- (4) 参加申込日において、市の指名停止措置がされていないこと。
- (5) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 37 号）第 2 条第 2 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。
- (7) 国税又は地方税を滞納していないこと。

#### 4 選定方法

市が設置する電話設備等導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、プロポーザルに参加を認められた者が提出する企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、契約候補者及び次点候補者を選定する。

#### 5 実施スケジュール（予定）

事務手続き等	日程
(1) 公告	令和 8 年 1 月 13 日（火）
(2) 質問受付期間	令和 8 年 1 月 13 日（火）から 令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時まで
(3) (2)の質問に対する回答	令和 8 年 1 月 21 日（水）まで随時回答
(4) 参加申込書提出期限	令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時まで
(5) 参加申込審査結果通知	令和 8 年 1 月 26 日（月）
(6) 企画提案書等受付期間	令和 8 年 1 月 26 日（月）から 令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで
(7) 企画提案審査 （プレゼンテーション審査）	令和 8 年 2 月 19 日（木）の通知した時間
(8) 審査結果通知・公表	令和 8 年 2 月 25 日（水）
(9) 仕様書に係る協議	令和 8 年 2 月 25 日（水）以降
(10) 契約締結	令和 8 年 3 月中

※スケジュールは変更する場合がある。

## 6 参加申込

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 会社概要書（様式第 2 号）

ウ 商業登記簿謄本（全部事項証明書）

・申請時より前 3 か月以内に法務局が発行したものを添付すること。

エ 納税証明書

・市内業者の場合は、申請日時点までに納期が到来する市税を完納した市税の納税証明書及び税務署が発行する納税証明書（その 3 の 3）を添付すること。

・市外業者の場合は税務署が発行する納税証明書（その 3 の 3）を添付すること。

オ 委任状（様式第 3 号）

・営業所長等に契約に関する権限を委任する場合に添付すること。

カ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第 4 号）

### (2) 提出方法

(1)の提出書類を電子データ（PDF ファイル）に変換し、電子メールで提出すること。  
なお、電子メールの件名は「釜石市電話設備等導入業務参加申込書」とし、送信後に電話で受信確認を行うこと。

### (3) 提出期限

令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時

### (4) 提出先

釜石市 総務企画部 新市庁舎建設推進室

電子メールアドレス：[tyousya@city.kamaishi.iwate.jp](mailto:tyousya@city.kamaishi.iwate.jp)

電話番号：0193-27-8429

### (5) 参加申込後の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 5 時までに辞退届（様式第 7 号）を提出すること。

## 7 参加申込審査結果通知

市は、提出された参加申込書等を基に資格要件を審査し、その結果を次のとおり通知する。

### (1) 通知日

令和 8 年 1 月 26 日（月）

### (2) 通知方法

上記 6 (1)アの参加申込書に記載された電子メールアドレスへ参加資格審査結果通知書を送付する。

## 8 企画提案

### (1) 提出書類及び作成要領

#### ア 企画提案書（任意様式）

- ・ 正本と副本を作成し、正本には企画提案者名を明記すること。
- ・ 副本はプレゼンテーション審査で使用するため、社名や社標など企画提案者が特定できる一切の表示を行わないこと。
- ・ 書類のサイズは A 4 を基本とし、表紙・目次を除き 15 ページ以下とする。書類のサイズが A 3 のものは 2 ページとしてカウントすることとし、A 4 サイズに折りたたむこと。
- ・ 動画の挿入は認めない。
- ・ 印刷は片面印刷とする。
- ・ 文字のポイントは、原則 11 ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさに留意すること。
- ・ 記述に当たっては専門家以外が読んでも理解できるよう工夫すること。
- ・ 企画提案書は仕様書に基づき作成し、次の項目に係る内容を具体的に記載すること。

#### a 提案概要

クラウド PBX 及びスマートフォン等の導入に係るシステム構成やサービス内容、導入スケジュール等の提案概要を記載すること。また類似業務の導入実績についても記載すること。

#### b 安定性

導入機器及びスマートフォンの機能、性能について記載すること。

音声品質、通信回線の安定性について記載すること。（※数的根拠を用いるなど審査員が判断できる内容とすること。）

#### c 機器の操作性

固定 IP 電話及びスマートフォンでの外線、内線発着信や転送、ピックアップ方法等を記載すること。

#### d 管理・サポート

本市管理者に対するサポート及び人事異動等で発生する設定変更について記載すること。職員への説明会、操作教育方法について記載すること。

e 障害時対応

通信障害等により電話が不通となった場合の代替手段及び支援体制等について記載すること。

イ 見積書（様式第5号）

- ・見積金額には、消費税及び地方消費税の額を含まないこと。
- ・見積金額に係る内訳書（任意様式）を添付すること。
- ・初期費用には、クラウドPBX、スマートフォン、固定IP電話の導入に要する一切の費用を計上すること。
- ・月額費用には、例月の基本料、通話料などの月額を計上すること。なお、スマートフォンを500台として計算すること。ただし、従量制による通話料及びユニバーサルサービス料並びに電話リレーサービス料は含まないものとする。

(2) 提出方法・提出部数

上記8(1)の書類を持参又は郵送にて提出すること。また、電子メールにて電子データ（PDFファイルに変換のこと）も提出すること。企画提案書は正本1部、副本10部を提出すること。

(3) 提出期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月13日（金）午後5時まで

(4) 提出先

釜石市総務企画部 新市庁舎建設推進室

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

電話番号：0193-27-8429

電子メール：[tyousya@city.kamaishi.iwate.jp](mailto:tyousya@city.kamaishi.iwate.jp)

9 質問及び回答

(1) 質問書の提出

参加申込及び企画提案に関する質問は、質問書（様式第6号）により、次のとおり行うこと。なお、指定様式によらない質問及び質問期間以外の質問は一切受け付けない。

ア 質問期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月16日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールで送信すること。なお、電子メールの件名は「釜石市電話設備等導入業務質問書」とし、送信後に電話で受信確認を行うこと。

ウ 提出先

釜石市総務企画部 新市庁舎建設推進室

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

電話番号：0193-27-8429

電子メール：[tyousya@city.kamaishi.iwate.jp](mailto:tyousya@city.kamaishi.iwate.jp)

(2) 質問に対する回答

市は、提出された質問に対し、次のとおり回答する。

ア 回答期限

令和8年1月21日（水）まで随時回答する。

イ 回答方法

質問書に記載された電子メールアドレスへ回答を送付するほか質問者名を伏せたいうえで質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。

10 企画提案審査

次のとおり審査委員会を開催し、企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 開催日

令和8年2月19日（木）

※時間及び会場等の詳細は、令和8年2月16日（月）迄に各企画提案者に電子メールに通知する。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答

ア 参加者は4名以内とする。

イ 提案内容の説明は、市に提出した企画提案書の副本を会場のモニターに投影して行うものとし、企画提案書以外の追加資料の提示は認めない。なお、モニターに接続するパソコン（HDMIケーブルで接続できるもの）及び企画提案書（副本）のデータは提案者が用意すること。

ウ 説明は30分以内、その後質疑応答を15分以内で行う。ただし、企画提案者が多数の場合は、説明時間及び質疑応答時間を短縮する場合がある。

エ プレゼンテーションは、審査の公正・公平を期すため、企画提案者名の表示及び企画提案者が特定できる一切の表現は使用しないこと。

オ 審査過程は、非公開とする。

### (3) 審査の視点

審査項目	審査の視点	配点
a 提案概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕様書の内容を的確に捉え、明確かつ具体的な提案であるか。</li><li>・本業務を実施できる体制が整っているかつ、実施可能な無理のないスケジュールとなっているか。</li><li>・行政機関や民間事業所等への導入実績があり、十分なノウハウを有しているか。</li></ul>	20点
b 安定性	<ul style="list-style-type: none"><li>・導入機器及びスマートフォンの機能、性能は十分か。</li><li>・音声品質、通信回線の安定性は十分か。</li></ul>	20点
c 機器の操作性	<ul style="list-style-type: none"><li>・外線、内線の発着信及び転送等の提案内容は十分かつ容易に行えるか。</li><li>・市の日常業務等を理解し、職員が使いやすい運用方法を提案しているか。</li></ul>	20点
d 管理・サポート	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市管理者に対する支援内容等が十分で、変更設定に係る職員の負担が少ない提案となっているか。</li><li>・職員への説明会、操作教育の実施が十分であるか。</li></ul>	20点
e 障害時対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・通信障害等により電話が不通となった場合の代替手段及びサポート体制の内容が合理的であるか。</li></ul>	20点
合 計		100点

#### 1.1 契約候補者の選定

##### (1) 選定方法

- ア 配点の合計点の5割（50点）を最低基準とし、各審査委員の採点の平均点（以下「得点」という。）が、最低基準に満たない企画提案者は選定の対象としないものとする。
- イ 10の企画提案審査において、審査委員の合計得点が最も高い企画提案者を契約候補者とする。
- ウ イにおいて、複数の同得点者が生じた場合は、8(1)イにより提出された見積金額が安価な企画提案者を契約候補者とする。
- エ 次点候補者の選定については、イからウの選定方法を準用する。

【評価に対する採点基準】

採点基準	評価点
特に優れている (仕様を満たしておりかつ独創性が認められる等)	20
優れている	16
普通	12
やや劣る	8
劣る	4

(2) 結果の通知及び公表

- ア 全ての企画提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスへ審査結果通知書を送付する。
- イ 契約候補者名及び次点候補者名のみ、市ホームページで公表する。
- ウ 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

1 2 契約締結

(1) 仕様書の調整

- ア 市は、契約候補者の企画提案書の内容を踏まえて業務内容をより具体化するため、契約候補者との協議により仕様書の内容を調整する。

(2) 契約締結

- ア 市は、調整した仕様書に基づき契約候補者と協議を行い、本業務に係る契約を締結する。
- イ 契約候補者との協議が合意に至らない場合は、次点候補者を契約候補者として協議を行うものとする。

(3) 契約金額

- ア 契約金額は、(1)により調整した仕様書に基づく見積書を徴し決定する。ただし、契約金額は、原則として企画提案時に提出された見積金額以内とする。

1 3 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、契約候補者が失格となった場合は、次点候補者を契約候補者とする。

- (1) 故意に公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合

- (3) 本実施要領に従っていない場合
- (4) 審査委員又は関係者に本業務又はプロポーザルに対する助言を求めた場合
- (5) その他企画提案者として適切でない行為をしたと審査委員会が判断した場合

#### 1 4 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション審査への参加等に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却せず市の所有とし、組織内でコピー・配布を行う場合がある。ただし、提案者に断りなく他自治体・他社等に公開・配布はしない。
- (3) 本企画提案に係る提出書類等の受理後は、差し替え、変更、取り消し等は一切認めない。
- (4) 本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用する事及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任を負わない。
- (6) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも応じないこととする。